

秋田市告示第177号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、令和4年の特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

令和4年6月10日

秋田市長 穂 積 志

1 検査対象区域、期日、時間および場所

公設地方卸売市場	7月14日	木	9時30分～11時30分	秋田市公設地方卸売市場
濁川・添川・仁別 山内・旭川	7月15日	金	10時00分～12時00分	東部市民サービスセンター
広面・柳田 下北手・太平			13時30分～15時30分	
金足・下新城・上新城	7月19日	火	10時00分～12時00分	北部市民サービスセンター
飯島			13時30分～15時30分	
寺内	7月20日	水	10時00分～12時00分	
将軍野・土崎港（東）			13時30分～15時30分	
土崎港（西・南・北）	7月21日	木	10時00分～12時00分	
外旭川			13時30分～15時30分	
土崎港（中央・相染）	7月22日	金	10時00分～15時30分	
大住・仁井田	8月8日	月	10時00分～12時00分	南部市民サービスセンター
御野場・御所野 四ツ小屋・上北手			13時30分～15時30分	
雄和	8月18日	木	10時00分～15時30分	雄和市民サービスセンター
河辺	8月19日	金	10時00分～15時30分	河辺市民サービスセンター
下浜	9月1日	木	10時00分～12時00分	西部市民サービスセンター
勝平・向浜			13時30分～15時30分	
新屋・浜田・豊岩	9月2日	金	10時00分～15時30分	

2 検査対象特定計量器は、非自動はかりおよび分銅とする。

- 3 計量器の所在の場所で行う検査の時期は、令和4年9月1日から同年10月31日までとする。
- 4 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条の規定により計量器の所在の場所で検査を受けようとする者は、受検希望期日を選定して申請することとする。
- 5 計量法第19条第1項の規定により定期検査を受けなければならない特定計量器は、計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項に定めるものとする。
- 6 特定計量器の定期検査を実施する指定定期検査機関は、一般社団法人秋田県計量協会とする。